

マンション等集合住宅の場合

★ 白色または黄色メーター

上下水道局が直接検針しており、料金表により請求します。

★ 青色メーター

親メーターのみ検針し、所有者または管理人へ一括して請求しています。所有者または管理人から「水道料金算定特例措置」の申請がある場合は、下表のとおり計算して請求します。

集合住宅の料金計算例

(合計料金に消費税相当額を加算してください。)

親メーター口径40ミリ 住宅戸数16戸 親メーター使用量2箇月 832^m³
子メーター(内部給水装置)口径20ミリの場合

	計算区分	水量の計算	料金の計算
① 上水道料金	基本水量	0 ^m ³	@2,000(口径20の基本料金) × 16戸 = 32,000円
	従量水量 第1段	1 ^m ³ ~20 ^m ³ までの16戸相当分 20 ^m ³ × 16戸 = 320 ^m ³	@ 20(第1段の単価) × 320 ^m ³ = 6,400円
	従量水量 第2段	21 ^m ³ ~40 ^m ³ までの16戸相当分 20 ^m ³ × 16戸 = 320 ^m ³	@120(第2段の単価) × 320 ^m ³ = 38,400円
	従量水量 第3段	1戸当り40 ^m ³ をこえる分 192 ^m ³	@150(第3段の単価) × 192 ^m ³ = 28,800円
	合計	(2箇月で)832 ^m ³	105,600円
② 下水道使用料	計算区分	水量の計算	料金の計算
	基本水量	0 ^m ³	@1,060(基本料金) × 16戸 = 16,960円
	従量水量 第1段	1 ^m ³ ~20 ^m ³ までの16戸相当分 20 ^m ³ × 16戸 = 320 ^m ³	@ 25(第1段の単価) × 320 ^m ³ = 8,000円
	従量水量 第2段	21 ^m ³ ~40 ^m ³ までの16戸相当分 20 ^m ³ × 16戸 = 320 ^m ³	@ 90(第2段の単価) × 320 ^m ³ = 28,800円
	従量水量 第3段	1戸当り40 ^m ³ をこえる分 192 ^m ³	@ 110(第3段の単価) × 192 ^m ³ = 21,120円
合計	(2箇月で)832 ^m ³	74,880円	
上下水道合計料金		① + ②	105,600円 + 74,880円 = 180,480円

料金納入は、便利な口座振替制度をご利用ください。

口座振替の手続きは、各金融機関、郵便局の窓口でお願いします。

水道料金・下水道使用料の納付場所

◎ 宝塚市上下水道局お客さまセンター 宝塚市役所長尾サービスセンター、西谷サービスセンター、雲雀丘サービスステーションの各窓口

◎ 収納取扱金融機関名

池田泉州銀行	近畿大阪銀行	りそな銀行	三菱東京UFJ銀行
三井住友銀行	みずほ銀行	但馬銀行	関西アーバン銀行
大正銀行	みなと銀行	三井住友信託銀行	三菱UFJ信託銀行
みずほ信託銀行	尼崎信用金庫	播州信用金庫	近畿労働金庫
兵庫ひまわり信用組合	兵庫六甲農業協同組合	近畿産業信用組合	

の各本店・支店または本所・支所(順不同)

◎ ゆうちょ銀行・郵便局(ただし、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県に限る)

◎ コンビニエンスストア バーコード表示のある振込用紙は主なコンビニエンスストアで納付できます。(例-ローソン、サークルK、セブンイレブン、ファミリーマート、サンクス、ミニストップ等)